

あきる野市長 村木英幸 様

2020年2月10日

武藏引田駅北口土地区画整理事業の見直しについての要望

「見直しに関する検討会議」(令和2年1月21日実施)の議事録を読んで感じたことを、要望として下記しますので、よろしく善処願います。

1、本件事業の「設計の方針」が時代にマッチした内容なのかの議論もして頂きたい。

市長の冒頭の挨拶では、諮問の重点は、見直しによる事業費の縮減と、そのことと深く関係する事業計画の「設計の方針」が時代にマッチした内容なのか、大局的な見地、市全体の街づくりとして最良なのかも議論して欲しいとの意図があったように思いました。

しかしながら、提案資料作成のまづさや時間不足もあったためか委員諸氏の発言は、道路幅員変更の困難さにこだわって、あるべき街づくりの姿について、取分け、複合商業施設誘致の是非、道路幅員や駅前広場のあるべき姿などについての考えを深く聞けなかったことが大変残念で、今からでも、本件事業のあるべき姿について、見直す立場での意図を感じる資料の作成・提出をお願いします。

2、今回の諮問は、市長の公約実現のため、事業を「見直す」立場での検討なので、施行者も「見直す」立場からの情報提供や説明に工夫を凝らして頂きたい。

事業費縮減に関しては、委員から、デメリットも数値化し提示するよう要求がありましたので、次回は突っ込んだ議論になると楽しみにしています。

ただし、今回の発言を見ていると、見直しにより期間が延長されると、返って事業費が増加し、見直しの意味が無いと取れる発言が気になりました。市長の諮問の趣旨が「見直し」であるならば、期間延長のリスクをカバーする方策をどうするかについても検討しなければ、公平さに欠ける検討会になるのではと心配しています。

当初計画の事業実行期間は、事業が順調に進むものとして定めた目標で、実際には不測の遅延事案が数多待ち受けているのであり、それに対し施行者は知恵を出し遅延しないよう対策を施して行くのが望ましい行動ではないかとおもいます。遅延事案の発生は事業に内包されているものであり、それに対応できない分が事業期間の遅延として現出するもので、例えば、西秋留駅北口の土地区画整理事業の場合でも当初計画から遅延して完成に至っています。

ちなみに、本件事業の見直しにかかる前の状況を振り見ますと、2019年11月に全地権者に仮換地指定を行い、施行者作成の「事業スケジュールと年度別実行展開」の資料では、

9・10・12・13街区については2019年～2020年の施行年度となっていました、しかし、家屋を移転する為に必須な道路の公告や宅盤の整備が行われた形跡は見えず、又、「工事費の年度別配分」の資料では都市計画道路の整備は2019年度からと読みますが、整備の形跡は見えません。

さらに言えば、11月予定の仮換地指定は5号指定、即ち、換地先が使用できない指定ということであったと聞いています。

要望者の少ない情報から気付いただけでも、見直し前に既に事業日程は大幅に遅れていたと推測されるのであり、当然この状態を回復するための方策を施行者は考えていたと思われます。

してみると、仮に、見直しにより期間が延伸する事案が発生したとしても、前述の如き進行遅れへの対応と併せた改善への工夫は、施行者に課せられる課題であり、見直しに関わる遅れの可能性のみを取り上げ見直しにブレーキを掛けるのは短絡すぎると考えます。施行者として、見直しを推し進める覚悟を示した資料提供や説明を期待します。

なお、事業費の増加についても、今後、費用増加事案が数多発生することは区画整理事業に内包された、避けて通れぬものであることは、市施行の区画整理事業の他所の実績を見ても明らかであり、施行期間延伸と同じで、現行の計画のままでも増加したであろう費用のことも併せて精査願います。

3、「事業の見直し」を不退転の覚悟で進めて頂きたい。

為せば成る、為さねば成らぬ何事も、物事の成否はそれを進める人の思考が大きく左右します。例えば、探し物の場合、有る筈との思いを持って探せば高い確率で見つかるが、無いかも知れないと思いながら探したのでは成果は望めないのは経験則からも言えることです。

従って、今回の事業見直しについても担当する職員や委託事業者の取り組む姿勢や資質が鍵を握る、難しい事案の発生にも、解決策がある筈だとの思考を重ね合わせて取り組めば見直しの成果も期待できます。しかし、第1回検討会議における施行者の対応からは、見直しを積極的に進めようとの姿勢が感じられず、受身の印象を受け残念でした。この件について気になった例を挙げます。

ア、委員から「区画整理の早期再開を求める」陳情が、環境建設委員会委員全員の賛成で採択されているが付帯意見は何かあったのですか、の質問に対して「特別な付帯条件等無かった」と施行者側からの回答でした。しかし、本件を審議した「環境建設委員会」において、陳情者の口頭陳述の場で、議員が「早期に居宅の移転を希望する地権者には現計画内容で仮換地指定を進め、その後、道路の縮小などの見直しを行い、残りの宅地について仮換地指定を行うことについてはどうか。」との趣旨の質問に、陳情者が「現行計画が望ましいが、道路の縮小などの見直しについては固執せず、議会の審議を見守りたい。」との陳述があった、議員は道路の縮小などの見直しに固執しないとの言質が得られたために賛成したものと、見直しの立場では解釈すべきで、これを条件付き、即ち、付帯意見と見なして、委員

に答えるべきで、この有無は、場合によっては検討委員会の事業見直しの意見に大きな影響を与えるものと考えます。」

イ、同じく、別の委員から「地権者や市民から、今まで見直しの要望が出ているというような事を市長が言っていた」、市民から具体的にどのような意見が出ていて、施行者がどう回答しているか知りたいとの発言があった、これに対する説明は最後まで無かったと思います。

この件についても、地権者から、新市長の就任を待って「市長への手紙」として「仮換地指定の一時凍結についてお願ひ。」や、この2年間沢山の意見や市長への手紙として書面が届けられていたと知人から聞いています。これも、前記ア、と同じく、この有無が検討委員会の事業見直し意見に大きな影響を与えるものと考える。従って、次回検討委員会では、本件に係る資料の提供や補足説明を見直しに繋がるような形で行って頂きたい。

追伸

- 1、 今回は検討委員会を進めるに当たっての施行者の決意についての要望です。
- 2、 検討内容への疑問等については、次回以降に質問なり要望として提出します。
- 3、 検討会が終了後、4月に見直しを完全に終わらせるのではなく、複合商業施設の誘致、駅前広場、補助幹線道路等については時間を掛け市民とも対話を続けてくださるようお願いします。